

(医) 立 清 会

指定通所リハビリテーション

[指定介護予防通所リハビリテーション] 清 流 荘

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条

(医)立清会が設置する介護老人保健施設 清流荘(以下、「事業所」という)において実施する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)サービスは要支援・要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 1 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 6 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業の運営)

第3条

指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び管理者等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 立清会 介護老人保健施設 清流荘
指定(介護予防)通所リハビリテーション 清流荘
- (2) 所 在 地 大分県宇佐市大字山本1658番地
電話:0978-33-5200 FAX:0978-33-2589
- (3) 開 設 年 月 日 平成 6年10月11日
- (4) 管 理 者 医 師 轟木 峻
- (5) 介護保険指定番号 4451180006

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医 師 1名以上
- (2) 理学療法士 1名以上
理学療法士等は、医師の指示及び指定通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態の確認及び介護を行う。
- (4) 介護職員 10名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
- (5) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日、5月3日から5月5日、8月13日から8月15日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間は、9時～16時 7時間
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供前 8時～9時
提供後 16時～17時 その他、要相談。

(指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の利用定員)

第7条

事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1日あたり、55名とする。

(指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の内容)

第8条

- 1 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 健康チェック
 - (2) 機能訓練
 - (3) 入浴(一般浴・機械浴)
 - (4) 食事の提供(療養食にも対応可)
 - (5) 送迎
 - (6) 延長サービス、利用者から日常生活上の相談 など
- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書(介護予防通所リハビリテーション計画書)を作成するとともに、通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の利用料等)

第9条

- 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用者の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 食事の提供に要する費用については、500円を徴収する。
- 4 おむつ代については、使用した枚数やサイズ等により別途、徴収する。
- 5 その他、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。

- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときには、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明する。

（通常の事業の実施地域）

第10条

通常の事業の実施地域は、宇佐市（旧院内町、旧安心院町を含む）とする。

（衛生管理等）

第11条

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止ための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条

利用者は指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

- 1 事業所は、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業所は、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずることとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び代理人は連帯して、当事業所に対して、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条

- 1 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を決め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条

- 1 事業所は、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についても利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画に策定等)

第18条

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条

- 1 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 立清会理事長及び施設長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。